岡山県立岡山東支援学校修学旅行公募型プロポーザル実施要領

１ 事業名称

本事業の名称は、岡山県立岡山東支援学校修学旅行実施事業とする。

２ 事業概要

(1) 目的

〇居住地とは異なる地域の産業・文化や施設等に興味をもつとともに、体験を通して、その地域の歴史や社会等についての見聞を広める。

〇集団行動や共同生活の体験を通して、望ましい態度や習慣を身に付ける。

(2) 調達内容

仕様書のとおりとする。

(3) 見積限度額

仕様書のとおりとする。

ただし、旅行実施時までに消費税増税の場合も予算内であること。

(4) 履行期間

契約締結の日から旅行実施年度末まで

(5) 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

３ プロポーザル実施日程

実施日程は、学部毎に原則として次のとおり行うこととし、詳細は別に定める。

仕様書等の配付	基準日
参加申込書提出期限	基準日から１４日後
実施要領、仕様書に関する質問	基準日から１４日後
行程提案書等提出期限	基準日から２５日後
校内書面審査	基準日から３５日後
学校徴収金等検討委員会審査	基準日から５０日後
審査結果通知	基準日から６０日後

４ 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

(2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けているものでないこと。

(3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
(6) 過去５年以内に公立学校における修学旅行企画実施の実績があること。

５ 参加申込及び実施要領、仕様書に関する質問方法

(1) 参加申込

ア 提出書類　　参加申込書（別紙様式１）　１部
イ 提出期限　　別に定める期日の午後５時まで（必着）
ウ 提出先　　「11 問い合わせ先」に同じ
エ 提出方法　　持参又は郵送
（持参にあっては、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時 30 分～午後５時）

(2) 質問受付

ア 提出書類　　質問書（様式任意）　１部
イ 提出期限　　別に定める期日の午後５時まで（必着）
ウ 提出先　　「11 問い合わせ先」に同じ
エ 提出方法　　持参、郵送、電子メール

(3) 質問への回答

回答方法　　電子メールにて全参加者に通知する

６ 行程提案書等の提出

(1) 提出物及び提出部数

ア 行程提案書（様式任意） 仕様書ごとに１部
イ 見積書（様式任意）　　仕様書ごとに１部

(2) 提出期限　　別に定める期日の午後５時まで（必着）
(3) 提出先　　「11 問い合わせ先」に同じ
(4) 提出方法　　持参又は郵送
(5) 行程提案書の構成

行程提案書（様式任意）には、仕様書毎に次の表の項目について記載すること。

項目	内容
実施体制	事業者名、連絡先、取扱管理者名、担当者名、添乗員の有無
行程	旅行先、日程、交通手段、目的地名、宿泊施設の概要、食事の概要、保険内容、その他配慮事項等

7 選定方法

(1) 審査方法

選定に当たっては、6学部にそれぞれ岡山県立岡山東支援学校修学旅行公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設け、担当する学部の行程提案書および見積書の内容を公正かつ客観的に評価し、その評価結果について、岡山県立岡山東支援学校 学校徴収金等検討委員会（以下「徴収金等検討委員会」という。）において審査を行い、仕様書ごとに最も優れた企画提案を行った者を契約する最優先候補者として選定する。

(2) 評価委員会の審査員

当該学部の教頭、教務主任、修学旅行担当教員

(3) 評価基準

下記の表を基本に、評価委員会が、提出された行程提案書及びヒアリングの結果に基づき評価を実施する。

内容	評価の観点	評価項目
交通機関（移動）	行程の利便性	日程、時間帯、乗継のしやすさ等
	移動時の環境	移動手段、乗車スペース、バスの大きさ等
	合理的配慮	車いすや医療的ケア等の特別なニーズへの対応
宿泊施設	安全･衛生環境	安全・衛生管理対策、感染症対策等
	部屋	部屋のスペースや設備、他校との同宿の有無等
	浴場	浴場のスペースや利用時間、脱衣場の利便性等
	食事	食事場所、食事の内容、アレルギー対応等
	立地条件	目的地までの距離・時間、交通機関との接続等
	旅館賠償保険	旅館賠償責任保険の加入の有無
	合理的配慮	車いすや医療的ケア等の特別なニーズへの対応 ペースト・きざみ食等への対応　　等
安全面の配慮	安全対策	行程全体を通しての事故防止及び安全対策
	連絡体制	非常時の連絡体制、緊急対応
	旅行傷害保険	傷害保険の加入状況、条件等
	物損保険	損害賠償保険等の対応状況
企画内容	見学場所	コース内容の充実、学習内容等
	学習内容	体験内容、難易度、価格、合理的配慮等
	合理的配慮	車いすや医療的ケア等の特別なニーズへの対応
	サービス	添乗員の有無、荷物運搬の対応（価格含む）等
	費用	価格の安さ、妥当性
組織	取扱実績	実績の有無（特別支援学校を含む）
	サポート	連絡調整の迅速さや確実性、対応の柔軟性等

8　審査結果の通知

審査結果については、別に定める期日までに郵送にて全ての参加者に対して通知する。

なお、選考結果に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

9 契約の締結

契約候補者として選定された者と本校とが協議し、契約締結の交渉を行う。ただし、協議が整わなかった場合には、評価点数が次に高い提案者と協議を行うこととする。

10 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とし、契約締結後にあっては、当該契約を解除することができるものとする。

ア 本件の関係者に対して故意に接触を図り、自社の有利を図る行為を行ったとき。

イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について、相談、開示を行ったとき。

ウ 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

エ プロポーザルの評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。

(2) 著作権

提出書類の著作権は参加者に帰属するが、本校がプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、事業者が特定されないよう配慮した上で、参加者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができるものとする。

(3) 複数提案の禁止

プロポーザルに係る企画提案は、1参加者につき仕様書毎に1提案とする。

(4) その他

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。

エ プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。

オ 提出された企画提案書等は、岡山県情報公開条例（平成８年岡山県条例第３号）に基づく開示請求の対象となる。

カ 本実施要領に規定されていない事項が発生したときは、公平性を考慮の上、適宜本校が判断するものとする。

キ プロポーザルへの参加申し込みが無かった学部については、本校にて仕様書の見直しを行い個別に業者に依頼する場合がある。

11 問い合わせ先

岡山県立岡山東支援学校

住所　　：〒703-8216　岡山市東区宍甘１０１８

電話　　：０８６－２７９－３０２０

FAX　　：０８６－２７９―６９７３

電子メール：higasisien@pref.okayama.jp

（電子メールの件名に「【R10修学旅行】」の文字を含めること）

担当者　　：平松(主幹教諭)、佐宮(副校長)